

令和8年度沖縄県経済グローバル展開推進事業委託業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和8年度沖縄県経済グローバル展開推進事業委託業務

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

沖縄県では、令和4年5月に策定した「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」において、沖縄県経済のアジアをはじめとする海外市場展開を継続的に推進してきた。

国際情勢の変化や海外市場の複雑化、県内事業者の海外展開へのニーズの多様化が進む中で、戦略の不断のアップデートと具体的な施策の推進は不可欠である。

令和6～7年度には、県内及び日本を代表する経済団体、アジア諸国の関係機関等のメンバーから構成される「沖縄県経済グローバル展開推進委員会」において、観光を契機とした沖縄のグローバルブランド化及び多様な市場への展開可能性をテーマに検討が行われ、令和8年3月に提言を受けた。

令和8年度は、同委員会からの提言に基づき、基本計画の理念と連動しつつ、沖縄県経済のグローバル展開に係る施策の具体化と着実な実施に向けた調査・検討を進めることを目的とする。

4 委託業務の内容

本業務は、他自治体における海外展開支援の取組状況や成果・課題等を把握するとともに、行政機関や関係機関が実施する支援施策の整理・分析を行い、今後の効果的な支援体制及び支援施策の方向性を検討する基礎情報等を整理する。

(1) 他自治体の海外展開に関する状況等の調査・分析

本県と産業構造や地理的条件等が類似する自治体や、先進的な海外展開支援を行っている他自治体における取組状況、支援体制、課題等に関する調査を実施し、その結果を分析・整理すること。

ア 調査対象

沖縄県と類似の課題を有する自治体、又は海外展開支援において先進的な取組を行っている都道府県・政令指定都市等（10箇所以上選定すること）

イ 調査方法

①文献・デスクトップ調査

対象自治体の海外展開支援策、各種事業成果報告書等の収集・分析

②ヒアリング調査（定性調査）

実施方法：対面又はオンライン

対 象 ： 対象自治体の海外展開支援担当部署（農林水産、ものづくり、物流）、
支援機関、海外展開を促進する任意団体等

主なヒアリング項目（例）：

- ・海外展開支援に係る基本方針・戦略及び重点分野
- ・実施している具体的な支援施策（資金援助、マッチング、人材育成等）
- ・支援体制（庁内体制、関係機関との連携・役割分担、外部人材の活用等）
- ・これまでの成果、直面している課題及びその対応策
- ・事業者ニーズの把握方法及び施策への反映プロセス

ウ 分析・整理の視点

調査結果について、以下の点を踏まえ、分析・整理すること

- ・他自治体の支援施策・体制の比較・分類（事例の体系化）
- ・先進事例における成功要因（KSF）及び課題の分析
- ・本県への適用可能性・示唆の抽出

（２）海外展開支援施策及び支援体制の調査・分析

行政機関及び関係機関等が実施する海外展開支援施策について調査を行い、支援対象、支援内容、活用状況、課題等を整理すること。

また、各機関の役割分担や連携状況について整理するとともに、（１）他自治体の調査結果を踏まえ、支援施策及び支援体制における課題、支援機能の重複・不足等について分析を行うこと。

ア 調査対象機関（例）

国（経済産業省等）、沖縄県、市町村、JETRO、JICA、中小企業基盤整備機構、
沖縄県産業振興公社、沖縄県畜産振興公社、商工会議所等

（３）今後の支援の方向性に関する提案

（１）（２）の調査・分析結果を踏まえ、今後の支援体制及び支援施策の方向性について提案を行うこと。

また、事業者の海外展開ステージに応じた支援のあり方、既存施策の改善・強化の方向性等について整理するとともに、今後、優先的に取り組むべき施策の方向性及び実施に向けた留意点を示すこと。

５ 成果物の提出

本委託業務の受託者は、以下の成果物を契約期間内に沖縄県に提出すること。

- ① 委託業務報告書（概要版） 10 部
- ② 委託業務報告書（製本版） 10 部
- ③ ①及び②の電子データ（CD 又は DVD で提出）
- ④ その他県が必要と認める書類等

6 成果物の納品時期

受託者は、実績報告書に5の成果物を添えて、履行期間の末日までに県に提出するものとする。

成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

イ PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。ただし、法令上許諾を必要としない場合はこの限りではない。

7 著作権

成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。また、受託者は成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。

8 見積・積算

ア 積算内訳は、人件費、直接経費（旅費、消耗品費、通信運搬費等）、再委託費、一般管理費の項目ごとに積算した合計額（消費税抜額）を算出し、契約にかかる消費税の税率（10%）を乗じた額を算出すること。

イ 一般管理費は、次の算式（再委託費は含めない。）で算定すること。

$$\text{「 一般管理費 } = (\text{人件費} + \text{直接経費}) \times 10\% \text{以内 } \text{」}$$

9 再委託の制限等

（1）一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委託し、又は請負わせてはならない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務

(2) 再委託の相手方の制限

受託者は、本契約の企画提案参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲及び再委託の承認

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務（再委託により履行することが可能な部分）

資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計

その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

10 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結するものとする。
- (4) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (5) 受託者は、事業の実施に当たり、県と適宜協議を進めていくものとする。
- (6) この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、県と受託者の双方で協議して定めるものとする。